

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ 死亡時の保障

重要事項  
説明

必ずお読みください

# 養老保険

5年ごと利差配当付／無配当

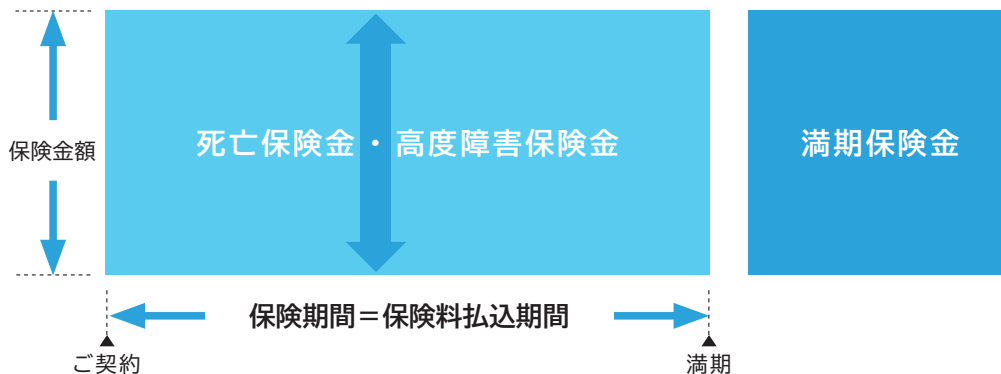
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。  
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 1 特 徴

万一のときも満期のときも同額の保険金をお受け取りいただけ、保障に加え財産形成にも役立つ商品です。

## 2 商品(主契約)のしくみ

〈養老保険（無配当）の場合〉



〈5年ごと利差配当付養老保険の場合〉



※具体的なご契約の内容（保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

### 3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	
満期保険金	保険期間満了時に生存されているとき	

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、重複してお支払いできません。

### 受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金等のお受取額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

### 保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
  - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
  - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

### 4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

### 死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ● 約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

- 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

## 代理請求特約

- 次の場合、保険金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。
  - 被保険者と保険金等の受取人が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
  - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- 代理請求特約を付加されない場合、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。
- 死亡保険金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

## リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額（ご請求額）は、被保険者一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

## 5 配当金について

### 〈養老保険（無配当）の場合〉

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

### 〈5年ごと利差配当付養老保険の場合〉

- 契約者配当金は、変動（増減）し、運用実績によっては0（ゼロ）となることもあります。

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。

- 契約者配当金は、三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立てて、ご請求があったとき、または保険金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

※利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。

- ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。

- 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金等のお支払事由に該当したことにより、ご契約が消滅する場合にお支払いする契約者配当金よりも少なくなります。

- 災害割増特約・新傷害特約については契約者配当金はありません。

## 6 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

### お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

### ■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

### ■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

### ■「保険種類のご案内」について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。「保険種類のご案内」は、三井住友海上あいおい生命の最寄りの課支社等にご請求ください。

### 満点生活応援団

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまのための各種サービスをお電話にてご提供します。

健康・医療相談

暮らしの相談

介護相談

※「満点生活応援団」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

※サービスの内容等は2018年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0692 【AD】90-692 41,500 2017.09.01(改) 62 登2017-A-184(2018.4.2)